

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度に関する論点について

1 介護職員等によるたんの吸引等の実施

- たんの吸引等の実施のために必要な知識及び技能を身につけた介護職員等は、一定の条件の下に、たんの吸引等を行うことができることとする。
- 介護職員等が実施できる行為の範囲については、これまで運用により許容されてきた範囲を基本として、以下の行為を実施可能とする。
 - ・ たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
 - * 口腔内については、咽頭の手前までを限度とする。
 - ・ 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）
 - * 胃ろう・腸ろうの状態確認、経鼻経管栄養のチューブ挿入状態の確認は、看護職員が行う。

【論点】実施可能な行為の範囲

- ※ たんの吸引のみ、あるいは経管栄養のみといったように、実施可能な行為及び実施のための研修に複数の類型を設けることが必要ではないか。
- ※ まずはたんの吸引及び経管栄養を対象として制度化を行うが、将来的な拡大の可能性も視野に入れた仕組みとすべきではないか。

2 たんの吸引等を実施できる介護職員等の範囲

(1) 介護福祉士

【論点】介護福祉士によるたんの吸引等の実施

- ※ 介護の専門職である介護福祉士が、その業務としてたんの吸引等を行うことができるようにし、養成カリキュラムにたんの吸引等に関するカリキュラムを追加すべきではないか。
- ※ この場合、
 - ・ 既に介護福祉士の資格を取得している者については、一定の追加的研修を修了することにより、たんの吸引等の行為を行うことができることとする。
 - ・ 実施可能な行為の範囲については、まずは上記「1. 介護職員等によるたんの吸引等の実施」に掲げる行為の範囲とする。

【第4回検討会資料抜粋】

1 対象とする範囲について

(2) 実施可能である介護職員等の範囲

- 一定の追加的な研修を修了した介護職員等（介護福祉士、訪問介護員、保育士その他の介護職員とし、特別支援学校にあっては教員を含み得るものとする。）とする。

(2) 介護福祉士以外の介護職員等

- 介護福祉士以外の介護職員等については、一定の条件下でたんの吸引等の行為を行うことができることとする。具体的には、一定の研修を修了した介護職員等は、修了した研修の内容に応じて、一定の条件の下に、たんの吸引等を行うことができるものとする。

※ 介護福祉士のみでは現に存在するニーズに対応しきれないこと、介護福祉士養成施設の体制整備や新カリキュラムでの養成に相当の期間を要することに留意。

3 たんの吸引等に関する教育・研修

(1) たんの吸引等に関する教育・研修を行う機関

- 介護職員等に対してたんの吸引等に関する研修を行う機関を特定するとともに、研修の内容や指導を行う者等に関する基準の遵守について指導監督の仕組みを設ける。

(2) 教育・研修の内容

- 基本研修及び実地研修とし、実地研修については可能な限り施設、在宅等の現場で行うものとする。

なお、教育・研修の機会を増やす観点から、介護療養型医療施設や重症心身障害児施設など医療機関としての位置づけを有する施設であっても、実地研修の場としては認めることとする。

- 教育・研修の内容や時間数については、介護職員等の既存の教育・研修歴等を考慮することができるものとする。
- 上記の研修を行う機関は、受講生の知識・技能の評価を行い、技能等が認められた場合のみ、研修修了を認めることとする。
- 不特定多数の者を対象とする教育・研修の内容を標準としつつ、特定の者を対象とする場合はこれと区別して取り扱う。
- 教育・研修の具体的内容については、現在、行われている「試行事業」の結果を踏まえてさらに検討する。

【論点】特定の者を対象にたんの吸引等を実施する場合

- ※ 特定の者を対象にたんの吸引等を実施するものとして実地研修を修了した場合には、その特定の者に限ってたんの吸引等を実施できるものとしてよいか。

【第4回検討会資料抜粋】

2 安全確保措置について

(2) 教育・研修の在り方について

- 不特定多数の者を対象とする安全性を標準とするが、特定の者を対象とする場合はこれと区別して取り扱うものとする。

4 たんの吸引等の実施の条件

- 介護職員等にたんの吸引等を行わせる施設、訪問介護事業所等を特定する。
【対象となる施設、事業所等の例】
 - ・ 介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム等）
 - ・ 障害者支援施設等（通所施設及びケアホームを含み、医療機関である場合を除く。）
 - ・ 訪問介護等（在宅）
 - ・ 特別支援学校
- 一定のニーズはあるが、看護職員だけでは十分なケアができない施設、在宅等において、医師・看護職員と介護職員等の適切な連携・協働が確保されていること（訪問介護事業所と訪問看護事業所が連携・協働する場合を含む。）を条件とする。
- 介護職員等がたんの吸引等を行う上での安全確保に関する基準を設け、医師・看護職員と介護職員等の連携・協働の確保等、基準の遵守について指導監督の仕組みを設ける。
- 医療機関でのたんの吸引等については、看護職員が十分に配置されているなど、介護職員等によるたんの吸引等を積極的に認める必要はないことから、認めないこととする。

【論点】たんの吸引等の実施の条件

- ※ 医師・看護職員と介護職員等の適切な連携・協働が確保されている場合において、例えば、以下のような場所でたんの吸引等が必要となった場合の取扱いについてどのように考えるか。

- ・ 障害者自立支援法の重度訪問介護を受けている場合の移動中や外出先
 - ・ 介護保険法の通所介護や短期入所生活介護の事業所
- ※ たんの吸引等を実施する際に求められる安全確保措置の具体的内容についてどのように考えるか。

【第4回検討会資料抜粋】

2 安全確保措置について

- (1) 医師・看護職員と介護職員等との連携体制の確保等の要件について
- ・ 本人・家族の同意
 - ・ 医療職との適切な役割分担、継続的な連携・協働
 - ・ 関係者による連携体制の整備
 - ・ マニュアル・記録の整備
 - ・ 緊急時対応の手順、訓練の実施等

5 制度の実施時期

- 介護保険制度等の見直しの時期も踏まえ、平成24年度の実施を目指す。ただし、介護福祉士の位置付けについては、新カリキュラムでの養成期間等を踏まえて実施時期を検討する。
- 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が、新たな制度の下で実施できなくなることはないよう、必要な経過措置を設ける。